

議第112号

山形市が総務大臣に対して行う中核市の指定の申出に係る同意について

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の24第2項の規定により、山形市が総務大臣に対して行う中核市の指定の申出について、同意するものとする。

提 案 理 由

山形市が総務大臣に対して行う中核市の指定の申出について同意するため、地方自治法第252条の24第3項の規定により提案するものである。

議第113号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて

県は、次によりあっせんを申し立てるものとする。

- 1 申立人  
山形県知事 吉 村 美 栄 子
- 2 相手方  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小 早 川 智 明
- 3 申立ての趣旨  
東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故により平成25年度及び平成26年度に放射線対策等に要した費用として県が損害賠償を請求した金363,657,089円（以下「損害額」という。）のうち支払いについて同社と合意しない額として金229,161,845円並びに損害額に対する請求日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう和解のあっせんを求める。
- 4 申立ての理由  
東京電力ホールディングス株式会社は、損害額及び遅延損害金について、その全額を支払うことに応じていない。
- 5 申立て先  
東京都港区西新橋一丁目5番13号  
原子力損害賠償紛争解決センター

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。